

第2章

直方市のあるべき姿

1. 環境像
2. 環境目標
3. 基本理念
4. それぞれの役割

1. 環境像

本市は、**第5次直方市総合計画**で、まちの将来像を「市民一人ひとりが輝き笑顔つながるまち」と定め、未来を担う子どもたちをはじめ、市民の誰もがいつまでも住み続けたいと思えるまちを目指しています。

環境基本計画では、この**総合計画**で示す4つの「まちづくりの基本目標」のうち、特に「自然と共生し快適に安心して暮らせるまち」、「未来へつなぎ活力を創造するまち」を環境面から実現する必要があります。

一方、望ましい環境は一朝一夕に得られるものではありません。本市に関係する各人の意識や価値観が変わり、社会のシステムとして環境に配慮した取り組みが浸透し、そこで初めて、環境の変化として認識されます。したがって、環境づくりには長い時間をかけた、息の長い取り組みが必要です。

こうしたことを踏まえて、平成15年度に策定した第1次計画では、将来の世代にとっての環境を視野に入れて、市民・事業者・行政がともに目指す本市の望ましい環境像を設定しています。

本市では、さまざまな環境施策を進めていますが、第1次計画の計画期間が終了した現在、方向性を同じくしたさらなる施策の展開が求められています。

以上のことから、**総合計画**における環境のあり方に沿い、第1次計画での取り組み内容をより一層進めるものとして、引き続き本市のあるべき姿を次のように設定し、環境づくりに取り組んでいきます。

みんなで考え行動し、子ども達に伝え残す

ひと・さと・しぜんの^わ環のまち のおがた

2. 環境目標

本市のあるべき姿「みんなで考え行動し、子ども達に伝え残すひと・さと・しぜんの環のまちのおがた」を実現するために、環境分野毎に以下の目標を設定します。

(1) 命の営みの基盤 — 自然環境

豊かな自然を保全・再生・創造することで、四季を感じ、自然と共生するまちを目指します。

(2) 健康的な生活の基盤 — 生活環境

清らかで豊かな水がめぐり、清浄な空気と静けさのある健康的な生活が営めるまちを目指します。

(3) 快適な生活の基盤 — 快適環境

ふるさとの歴史がただよう、ゆとりのある美しいまちを目指します。

(4) 豊かな暮らしの基盤 — 資源・エネルギー環境

限られた資源を無駄なく使い、地域の再生可能エネルギー⁵を有効に活用するまちを目指します。

(5) 心の豊かさを育む — 教育と啓発・地域づくり

地域の環境に誇りをもち、環境を通じて笑顔あふれる活気とふれあいのあるまちを目指します。

⁵ 自然界に存在し、枯渇しないで永続的に利用可能なエネルギーです。太陽光、太陽熱、風力、地熱、水力、バイオマス、温度差エネルギー、海洋エネルギーなどが該当します。

3. 基本理念

本市のあるべき姿を実現するためにはさまざまな施策を展開していく必要があります。その際、特に留意すべき基本理念として、以下の内容を設定します。

(1) 行政の率先行動による意識の醸成

近年の環境問題は地球温暖化対策の推進、生物多様性の保全に見られるように、私たち一人ひとりが日々の生活で環境に与える負荷を自覚し、できるところから環境保全行動に取り組む姿勢が求められています。中でも行政には施策を推進していくためのリーダーシップと施策の適切な管理能力が求められます。

そこで、「地球温暖化対策」、「里地里山の維持管理事業」など、市内全域に拡大していくべき行動を庁内で率先して行うとともに、施策の継続的レベルアップを目指し、適切な推進体制、進行管理を行います。

(2) 計画推進に関する組織的・技術的レベルの向上

環境基本計画で取り扱う環境分野や要素の範囲は広く、施策を展開していく上で環境に関する専門的知識や経験を持つ人材は貴重です。また、計画の推進には市民、事業者、行政による協働の体制が欠かせません。

本市では、第1次計画の取り組み以来、さまざまな市民団体が環境に関する独自の活動を行ってきました。庁内外にかかわらず、これらの人材、組織を活かせるしくみづくりを検討します。

(3) 福祉、健康増進、教育、男女共同参画分野との連携

私たちはひとりでは生きていけません。水やみどりなどの自然、地域社会の恩恵の中にあって初めて生かされている存在です。ところが、日常生活の中ではともするとこのような関係を忘れがちになり、自己中心的なものの考え方に陥りやすくなるのが現実です。このような中、環境に配慮した行動をとることは、自分以外のものを顧みることにはほかなりません。自分自身を生かしてくれる他者との関係を再確認することで、他者に優しい行動につながることを考えられます。また、地域社会の中で活動することにより、自分の立ち位置が明確になり、これが生涯の生き甲斐や健康の増進、生涯教育の発展へとつながることも考えられます。さらに、日常における環境保全行動では、女性が中心的な役割を果たしていることが多くあります。計画の推進には女性はもちろん、男性の積極的な参画なくしてはまなりません。

これらの点を考慮し、福祉、健康増進、教育、男女共同参画分野との連携を図りながら、本市の良好な環境づくりを進めていきます。

4. それぞれの役割

本市のあるべき姿を実現するため、市民・事業者・行政は共通の認識、意識を持ってそれぞれの役割を果たし、環境問題に協働して取り組むことが必要です。

(1) 市民

環境に対する意識を高め、できることから積極的に環境に配慮した取り組みをします。

- ・事業者や行政と協働して環境に配慮したまちづくりを進めます。
- ・身近な環境問題に対する関心を高め、環境に配慮した行動に積極的に取り組みます。
- ・環境に配慮し、限りある資源や再生可能エネルギーを有効に使うよう行動します。
- ・地域の環境保全活動や環境を学ぶ会に積極的に参加し、環境に対する意識を高め、育てます。

(2) 事業者

環境に対する意識を高め、環境に負荷のかからない商品やサービスを取り入れるなどの事業活動をします。

- ・市民や行政と協働して環境に配慮したまちづくりを進めます。
- ・環境に配慮した商品やサービスを取り入れます。
- ・地域の環境保全活動に、積極的に取り組みます。
- ・環境に関する社員研修を行うなど環境に配慮した事業所になるよう行動します。

(3) 行政

行政は、率先して環境に配慮した取り組みをします。

- ・市民や事業者と協働して環境に配慮したまちづくりを進めます。
- ・環境に配慮した仕組みづくり、組織づくりなどを支援します。
- ・環境に関する情報を積極的に提供します。
- ・環境に配慮した行政計画をつくり、実施します。

